

意見書案第 21 号

教員の長時間労働の是正を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

熊谷 敦子

倉元 達朗

星野 美恵子

近藤 里美

田中 しんすけ

教員の長時間労働の是正を求める意見書

教員の長時間労働が問題となっている中、文部科学省中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申素案）」をまとめ、2021年度から1年単位の変形労働時間制を導入することを盛り込みました。これは、教員が夏休みなどにまとまった休みを取ることで、学期中の平日に所定の勤務時間を超えることを許容するという制度です。また、文部科学省は同部会に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」を提示、特例的な扱いにおいて、月100時間未満の時間外労働を認めています。このような政策では長時間労働の抜本的解決にはならず、現場の教員からは長時間労働の更なる悪化を懸念する声が上がっています。

学校現場の長時間労働は極限に達し、社会問題になっており、教育条件においてもこれ以上放置することはできません。2017年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、教員の長時間労働を早急に是正することを掲げていますが、肝心の抜本的な教員数の増加がありません。2018年度版の「過労死等防止対策白書」では、過重勤務の防止に向けて必要だと感じる取組について「教員の増員」と答えた教職員が最多で78.5%となっています。教育予算を増加し、仕事量に見合う教員を配置しなければ、学校現場での長時間労働は解消しません。また、学習指導要領の改定により、教員の授業の持ち時間数が増加したことも課題です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、変形労働時間制の導入を行わないとともに、教員定数を抜本的に見直し大幅に増員するなど、教員の長時間労働の是正のため、実効性のある対策を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣 宛て

議長 名